

■ 特 集

- ◆ 中国華南地域とベトナムを繋ぐ香港の役割
三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室…………… 1

■ 経 済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室…………… 6

■ 人民元レポート

- ◆ 中国不動産市場の動向について
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部…………… 9

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 30 回
～中国の資本規制の動向と日系企業への影響
三菱東京 UFJ 銀行 香港支店 業務開発室…………… 13

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国国家税務総局 (SAT) が移転価格同時文書化の管理に関する
公告を公布 (第一回)
KPMG 中国…………… 16

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「中国華南地域とベトナムを繋ぐ香港の役割」

- ◇チャイナ・プラスワンの動きはピークを越えたものの、中国における事業コストの上昇は中国の日系製造業の大きな課題であり、今もなお取引先に追随した東南アジアへの進出や、中国工場との生産棲み分けと各拠点の役割を検討する日系企業は多い。
- ◇ベトナムには、既に日系の主要大手 OA 機器メーカーが進出しているが、低廉かつ豊富な労働力、輸出拠点・内販市場としての魅力と可能性がある一方、サプライチェーンの構築の遅れ等の課題もあるため、ベトナムへの生産移管が進む大手 OA 機器メーカーはベトナムで調達できない部材をサプライヤーの集積する華南地域から香港を通じて融通することで対応する企業が多く見られる。
- ◇但し、生産棲み分けや生産移管を検討する企業の間で、中国からの完全撤退まで一足飛びに進む企業は少数派で、生産移管した企業も既に構築済みのアジア全体のサプライチェーン体制を有効活用することがベトナムビジネスにおいて不可欠と考えられる。
- ◇また、地理的優位性が高く外貨管理規制がない香港は、グローバル調達拠点、財務統括拠点といった中国とベトナムの連携ビジネスの要として重要な役割を果たしていくことが期待される。

経 済 「中国経済の現状と見通し」

- ◇足元の中国経済は、過剰な生産設備を抱える鉱業や重工業などが中心となる投資の調整を起点とした景気減速が続いている。
- ◇先行きを展望すると、過剰な資本ストックや債務の調整余地は依然大きく、重工業を中心とした投資の減速による景気下押しが続くと見込まれる。一方、政府による企業コストの低減・インフラ投資の拡大策や、サービス業を中心とした雇用・所得環境の安定を背景とした個人消費の拡大が、引き続き景気の下支えとなろう。
- ◇当面のリスクは、重工業を中心とした企業収益の悪化や債務不履行の増加、住宅バブルの崩壊等に伴う金融機関の不良債権の増加など。過剰な設備投資や債務の調整を進める過程での企業の資金調達環境の悪化や金融機関の与信コスト上昇等を通じた景気への悪影響には引き続き留意したい。

人民元レポート 「中国不動産市場の動向について」

- ◇中国では、不動産関連業の GDP に占める割合が 2000 年の 10% を下回る水準から 2015 年には 12.9% まで増加、土地所有権売却による収入が地方財政収入全体の約 3 割を占める等、不動産市場が中国経済に与える影響が大きいなか、政府は不動産市場の状況に応じて様々な政策手段を用いて市場のコントロールに取り組んでいる。
- ◇2016 年は 2 月に不動産在庫解消のためローン頭金比率引き下げ等の優遇策がとられる一方、不動産価格の上昇が続く都市では頭金比率引き上げ等の引締め策が実施された。こうした対応を受け、2015 年 6 月から不動産価格の上昇が始まっていた一線都市は今年 4 月をピークに上昇幅が鈍化。2015 年 11 月以降価格が上昇に転じた二線都市では今年 8 月に引締め策を開始しており、今後の上昇ペースは鈍化を予想。
- ◇今年 2 月に開始した不動産市場緩和策で、在庫は減少に転じたものの依然として高水準にあることから、今後も緩和的な政策対応が軸足となる見通し。但し、過熱を抑える引締め策が必要な都市が広がり始めており、従来よりも在庫解消への道のりは平坦ではなくなり、価格面にも注視必要。

連載「華南ビジネス最前線 第30回～中国の資本規制の動向と日系企業への影響」

- ◇最近の中国では、経済減速による人民元の下落懸念が中国からの資金流出を招くなか、中国当局は資金流出を食い止めるべく資本規制を強化する動きが見られる。
- ◇広州では当局の口頭指導で、制度上では上限が定められていない海外関連会社向け人民元建て域外貸付についても外貨建て同様に上限を設定。深圳では外貨集中管理を行う多国籍企業に認められている外貨域外貸付の上限額を引き下げ等、制度と運用との間にギャップが生じつつある。一方で、外債（海外からの借入）枠については柔軟に運用する等、資金流入を促す政策も導入している。
- ◇中国政府は人民元国際化を推進する中、今後も想定を超える急激な市場の変動に対応した機動的な資本規制の発動が予想される一方、人民元の基軸通貨化を目指す観点からは人民元の使い勝手を確保し活用を促す可能性が高い為、企業は外貨単一決済から人民元を含めた決済にするなど、リスク分散を図りつつ規制動向を注視し政府の意図を汲み取りながらビジネスを行うことが求められる。

スペシャリストの目

税務会計 「中国国家税務総局 (SAT) が移転価格同時文書化の管理に関する公告を公布 (第一回)」

- ◇2016年7月13日、国家税務総局は「関連取引申告および移転価格同時文書化の管理に関する公告」(42号公告)を公布。42号公告は現行の「特別納税調整実施弁法(試行)(国税発[2009]2号文)」が規定する関連取引申告と同時文書化規定に置き換わるもので、2016年1月1日開始の事業年度から適用される。
- ◇42号公告中の同時文書化については、関連関係、関連取引の種類を明確にし、同時文書がマスターファイル、ローカルファイル、中国特有の開示文書である特殊事項文書から構成されるとし、同時文書作成義務の例外、同時文書の準備・提出・保管の期限などを規定している。
- ◇マスターファイルの作成義務は、国外関連取引が発生し、且つ最終持株企業が属する企業グループが既にマスターファイルを準備している企業または年間の関連取引総額が10億元超の場合、ローカルファイルの作成義務は、年間の有形資産の所有権の譲渡金額が2億元超、関連者役員取引、有形無形資産の使用権等の譲渡金額が4千萬元超等の場合としている。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10秒。回答期限: 2016年10月20日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=Ew1L4m>



中国華南地域とベトナムを繋ぐ香港の役割

三菱東京UFJ銀行 香港支店
業務開発室
藤川あゆみ

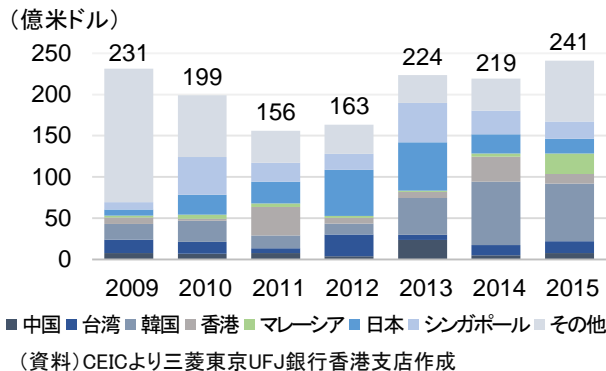
1. はじめに

いわゆるチャイナ・プラスワンの動きはピークを越えて一旦落ち着きを取り戻しつつあるが、中国における事業コストの上昇は日系製造業の大きな課題であり、今もなお取引先に追随した東南アジア地域への進出や、中国工場との生産棲み分けと各拠点の役割を検討中の日系企業は多い。他の日系企業の動向を伺っている向きもあろう。そのため、華南地区において、ベトナムというキーワードを耳にする機会は引き続き多い。

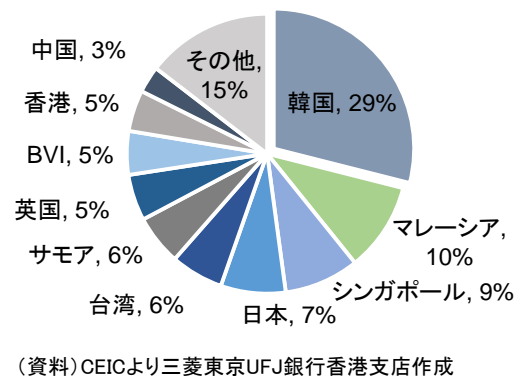
ベトナムへは既に日系の主要大手OA機器メーカーが進出している。これに対応したサプライヤーの追随投資はさらに期待できる一方、セットメーカーの期待通りにサプライヤーの投資が進んでいないのも現実だ。今年7月のダイキン進出のニュースは久々の日系企業の大型投資として話題になったが、近年のベトナムのFDI(対内直接投資)を見ると、日本の対越投資は2012~2013年には第1位を維持したが、2013年のブリヂストンや資生堂以降大型投資は停滞し、ここ数年案件は小口化、2014年からは投資国一位の座を韓国に譲っている(図表1、2)。

本稿では、ベトナムの可能性や課題を検証しながら、ベトナムと中国(特に華南地域)の連携の在り方について考察する。

図表1: ベトナムFDI推移(アジア主要国)



図表2: ベトナムFDI TOP10(2015年)



2. ベトナムの魅力と可能性

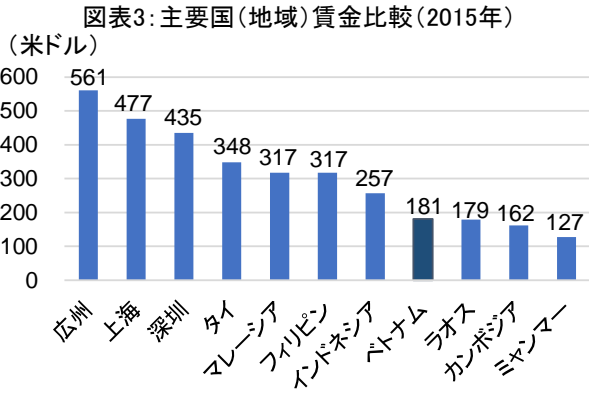
(1) 低廉かつ豊富な労働力

ベトナム進出の魅力は何と言っても低廉で教育水準の高い労働力が豊富に存在することである。ワーカー賃金はASEANの中でもタイ、マレーシア、フィリピン、インドネシアよりも圧倒的に低く、ラオスやカンボジアとほぼ同等のレベルだ(図表3)。最低賃金は年々増加し、毎年10~20%のレベルで上昇していることが進出企業の積年の懸念事項ではあるが、ベトナム労使による国家賃金評議会は2017年度の最低賃金の上昇率を2016年比7.3%に引き下げると発表し、過度な賃上げを抑制する動きを示した。これは、外資企業の更なる誘致を図ろうとする姿勢の現れである。

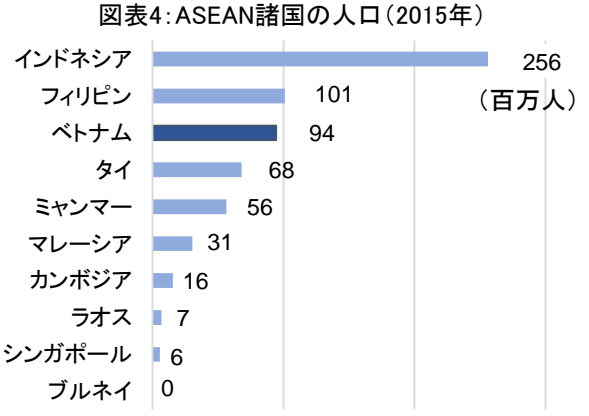
ハノイ近郊に位置する日系工業団地によると、現在当該団地の平均求人応募倍率は8.4倍と

高く、現時点ではワーカーの採用に困難は生じていない模様である。

2015年の人口はASEANの中ではインドネシア、フィリピンに次ぐ9,400万人を誇るが(図表4)、国連によると2030年には1億人を突破する見込みである。実際、女性ワーカーのうち妊婦の割合が1~2割を占めるとの声も聞かれる。したがって、中国沿海地域で見られるような労働力不足に悩まされることは当面ないものと考えられ、労働集約型産業の受け入れ基盤が整っていると見える。



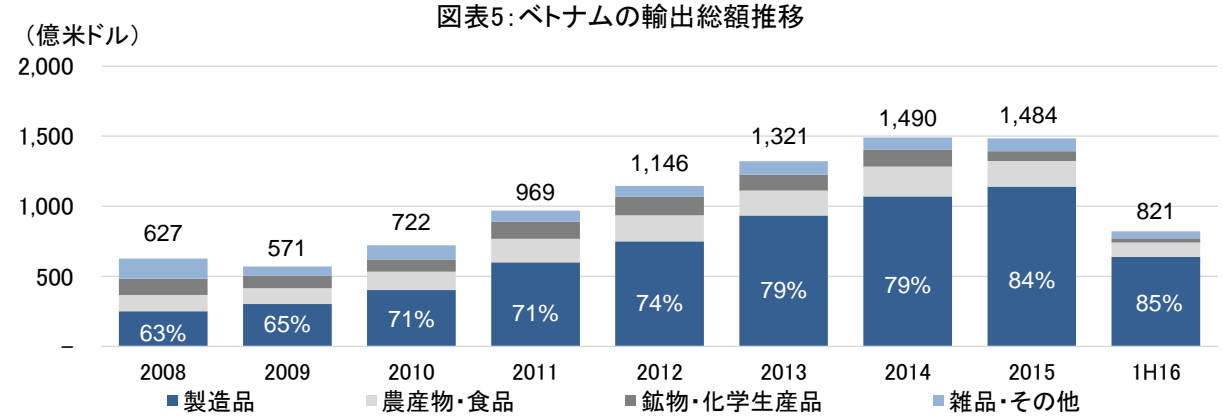
(資料)JETRO アジア・オセアニア主要投資・地域の投資関連コスト比較より三菱東京UFJ銀行香港支店作成



(資料)US Censusより三菱東京UFJ銀行香港支店作成

(2) 輸出市場でのビジネスチャンス

ベトナムはこれまで自由貿易を経済成長の柱として経済発展を遂げており、2015年の輸出総額は約1,484億米ドル、うち80%以上を製造品が占める(図表5)。

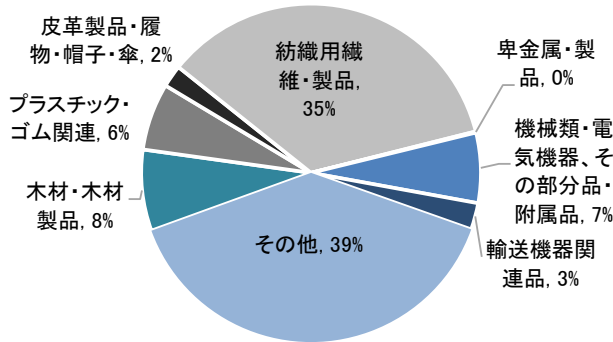


(資料)ベトナム統計局より三菱東京UFJ銀行香港支店作成

自由貿易協定にも積極的に取り組み、米国市場へのアクセス拡大を目指して2010年11月にはTPPの交渉にも参加した。継続的に輸出全体の30%程度を占める紡績関連では、2014年に台湾のNam Phuong Textile Companyや香港のHuafuがそれぞれ1億米ドル超の大型投資を行ったほか、同じく香港のRegina Miracle Holdingsも中国拠点の生産拡張のため、2018年第三四半期を目処に第四期まで工場拡張を計画する等、TPPを睨んだ香港系企業の大型投資が目立つ。

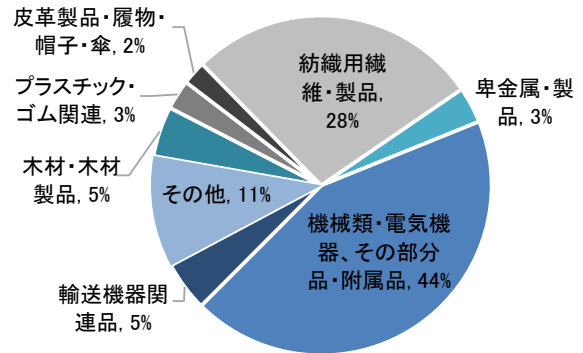
製品別で見ると「機械・電子関連」が最も多いが、サムスングループが2009年から関連事業の大型投資を相次いで進めているほか、最近もLG電子が15億米ドルを投じて80万㎡の超大型生産基地を設置するなど、特に韓国企業が活発な投資を行っていることが、電子関連の輸出を2008年の7%から2016年上半期の44%まで飛躍的に押し上げたとも見られる(図表6、7)。

図表6: ベトナムの輸出製造品構成 (2008年)



(資料)ベトナム統計局より三菱東京 UFJ 銀行香港支店作成

図表7: ベトナムの輸出製造品構成 (2016年上半期)



(資料)ベトナム統計局より三菱東京 UFJ 銀行香港支店作成

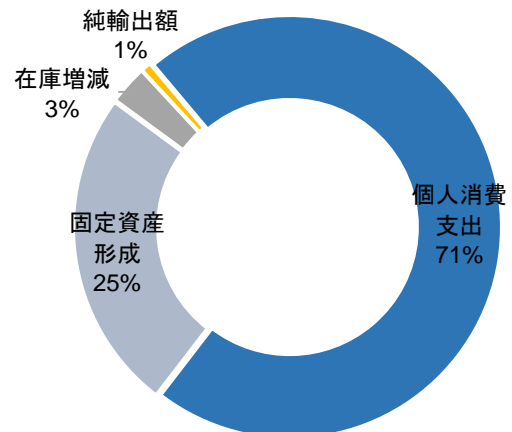
輸送機器関連では、ASEAN 経済共同体 (AEC) 始動によりタイからのノックダウン車の輸入がベトナムの自動車産業に与える影響が懸念されている。日系大手自動車メーカーとベトナム政府による交渉で何らかの対策が講じられる可能性も指摘されているが、タイの高コストを嫌い、低コスト国からの部品供給も見込まれていることから、AEC や FTA を活用したベトナムの電子関連以外での裾野産業拡大に繋がることが考えられる。

(3) 内販市場でのビジネスチャンス

内販市場でも大きなビジネスチャンスが期待できる。現在ベトナムの一人あたり名目 GDP は約 2,100 米ドルで、IMF によると、2021 年には 3,100 米ドルを超える水準になると予想されている。一般的に GDP が 3,000 米ドルを超えるとモータリゼーションが始まり、その他家電等の耐久消費財の売れ行きが伸び、消費市場が急激に拡大するといわれる。

ベトナムは社会構造的に中産階級が多く、GDP 構成比の 7 割以上を個人消費が占めており (図表 8)、こうした旺盛な消費に対応するための生産拡大が盛んに行われている。冒頭に述べたダイキンの新規投資のほか、サムスンも昨年からは南部でスマート TV 等の高級テレビや洗濯機・冷蔵庫等の家電製品ラインを備える 70 万㎡の複合団地を建設中で、これは、ダイキンと同様、質を求める中産階級の購買意欲を満たすための生産基地である。こうした旺盛な需要と積極的な供給のバランスを背景に、ベトナムの内需は今後も堅調に推移するであろう。

図表8: ベトナムGDP構成 (2015年)



(資料)CEIC, IMF より三菱東京 UFJ 銀行香港支店作成

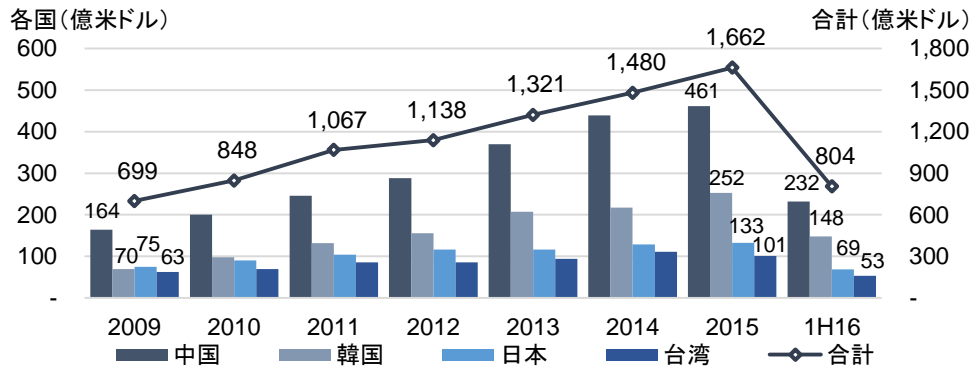
3. ベトナムが抱える課題 ~遅れるサプライチェーンの構築

日系企業のベトナムビジネスにおいては、サプライチェーンを国内完結できないことが課題である。JETRO が行った進出日系企業へのアンケート調査によると、製造業にとって重要な現地調達率が依然として低位にとどまる。2010 年の 22.4%から 2015 年は 32.1%と大きく改善しているものの、裾野産業の集積が進む中国 (64.7%) やタイ (55.5%) には大きく及ばない。そのため、日系企業は日本からの調達 (35.5%) に加え、12.1%を中国からの輸入に頼っている。

これまで、中国はベトナム最大の輸入相手国であり、中国からの輸入は一貫して全体の 30% 近くを占めてきた。2009 年比で見ると、2015 年の輸入総額は約 2 倍に増加しているが、中国から

の輸入は約3倍に伸びており、ベトナム・中国間における密な貿易関係が伺える(図表9)。

図表9: アジア主要輸入国からの輸入額及び総額推移



(資料)ベトナム統計局より三菱東京UFJ銀行香港支店作成

品目別で2008年と2016年上半期を比較すると、2008年にはトップ10圏外であった「電話及びその部品」が2位に浮上し、2008年には僅か4%程度であった「電子機器及びその部品」の割合が10%以上に増加している(図表10)。特にベトナムへの生産移管が進む大手OA機器メーカーでは、ベトナムで調達できない部材を、サプライヤーの集積する中国華南地域から香港を通じて融通することで対応している企業が多く見られる。

図表10: 中国からの輸入品目 TOP10

[2008年]			[2016年上半期]		
順位	品目	割合(%)	順位	品目	割合(%)
1	機械・機器・付属品	24.1	1	機械・機器・付属品	18.0
2	鉄・鋼鉄	14.8	2	電話及びその部品	12.4
3	繊維製品	9.9	3	繊維製品	11.4
4	肥料	4.6	4	電子機器及びその部品	10.9
5	電子機器及びその部品	4.2	5	鉄・鋼鉄	9.1
6	化学薬品	3.0	6	繊維・布・皮革・靴の付属品	4.0
7	石油・精製品	2.9	7	その他卑金属	3.2
8	繊維・布・皮革・靴の付属品	2.3	8	プラスチック用品	3.0
9	自動車部品	1.9	9	鉄・鋼鉄用品	2.2
10	化学製品	1.7	10	化学薬品	2.0

(資料)ベトナム統計局より三菱東京UFJ銀行香港支店作成

4. 中国とベトナム ～最適生産体制構築に向けて

<中国事業と一体化してサプライチェーンを補完>

現状、中国一極化リスクの分散や、生産コスト低減のため、生産棲み分けや生産移管を検討・実施する企業は多いが、中国からの完全撤退まで一足飛びに進む企業は少数派であり、ベトナムにおけるビジネスチャンスに対しても、様子見段階にとどまっている日系企業は多い。

これは、巨大な中国内販市場の存在はもちろんのこと、既に確立した生産体制を一から見直して、ベトナム国内で新たにサプライチェーンを構築することの難しさが影響しているものと想定される。そのため、既に構築済みのアジア全体のサプライチェーン体制を有効活用することがベトナムビジネスにおいては不可欠であると考えられる。

例えば、ある企業の事例に見られるように、輸出型工場や低付加価値品の生産は労働コストの低いベトナムへシフトし、より付加価値の高い品目や高い技術を必要とする製品の生産はFA化を進め中国の既存工場で行うなど、双方の優位性を活かすアイデアが求められる。

中国とASEANは2002年に自由貿易協定(ACFTA)を締結し、段階的に関税削減・撤廃を進めており、ベトナムとの間では2018年までに通常品目全品目で関税ゼロを達成する予定。中国・ベトナム工場間の部材融通の利便性はさらに高まっていく方向である。

<香港の活用>

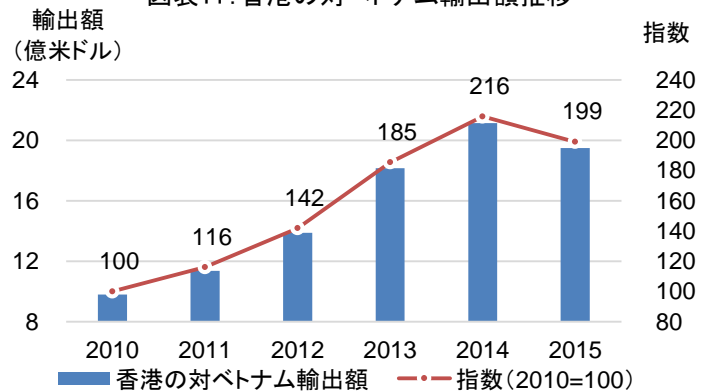
ただし、中国とベトナムには外貨管理規制が根強く残ることを考慮すると、外貨管理規制がなく地理的優位性が高い香港を中国とベトナムのビジネスを繋ぐ架け橋として活用することも選択肢である。実際、ある大手セットメーカーでは、香港をグローバル調達拠点としてより活用する動きを積極的に進めている。金融の自由度が高い香港拠点に財務統括機能を持たせることにより、グループ全体の資金効率化を図ることも視野に入る。

香港は広東省を中心とする中国華南地域の飛躍的な経済発展を牽引してきた加工貿易スキームが確立した1970年代からこれまで、中国加工貿易の原材料や製品の集積地として、中国と海外を結ぶ窓口としての重要な役割を担ってきた。中国の製品は香港を起点に世界各地に輸出されてきたが、香港からベトナムへの輸出額を見ると、2010年から2015年にかけて倍増(図表11)しており、香港からベトナムへのモノの動きが活発化していることがうかがわれる。

依然として様子見姿勢の日系企業が多いことを考えると、拡大する中国-東南アジアの連携ビジネスにおいて、香港が連携の要として重要な役割を果たしていくことが期待される。

以上

図表11: 香港の対ベトナム輸出額推移



文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(照会先)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室
 住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong
 Email：ayumi_fujikawa@hk.mufg.jp
 TEL：852-2823-6649

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 福地 亜希

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2016/index.htm>

1. 現状：過剰投資の調整を起点とした景気減速が継続

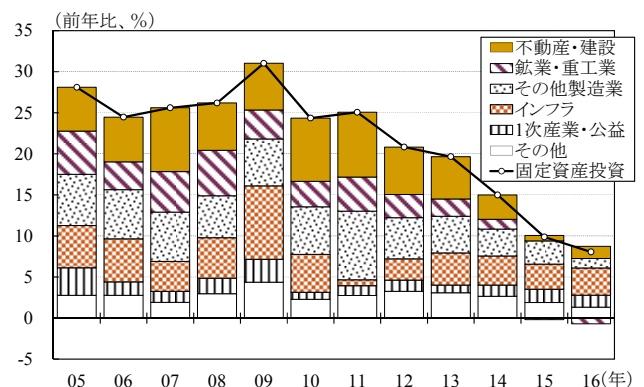
中国経済は、投資の抑制を起点とした減速傾向が続いている。7月の主な経済指標は、製造業PMI（国家統計局公表値）が5ヵ月ぶりに景気判断の節目となる50を割り込んだほか、投資が一段と減速するなど全般的に弱めの結果となった（図表1）。固定資産投資の業種別内訳をみると、過剰な生産設備を抱える鉱業や重工業などを中心に減速が続くなか、インフラ投資や不動産投資の拡大などが下支えする姿に著変はない（図表2）。地方別にみると、重工業への依存度が高い遼寧省や山西省などでは過剰投資の削減を背景に投資の落ち込みが目立つ一方、自動車やエレクトロニクス産業の集積、インフラ投資の拡大などがみられる中部・西部では高めの成長が続くなど、二極化が鮮明となっている。

図表1：中国の主な月次経済指標の推移

	2016年				
	3月	4月	5月	6月	7月
輸出(前年比、%)	9.4	▲ 3.5	▲ 5.5	▲ 4.9	▲ 4.4
輸入(前年比、%)	▲ 8.0	▲ 11.2	▲ 0.4	▲ 8.4	▲ 12.5
固定資産投資(都市部) (年初来、前年比、%)	10.7	10.5	9.6	9.0	8.1
小売売上高(前年比、%)	10.5	10.1	10.0	10.6	10.2
工業生産(前年比、%)	6.8	6.0	6.0	6.2	6.0
製造業PMI	50.2	50.1	50.1	50.0	49.9
非製造業PMI	53.8	53.5	53.1	53.7	53.9

(注)1. 『製造業PMI』、『非製造業PMI』は国家統計局発表の指標。
2. 色掛け部分は、伸び率/指数が前月から低下したもの。
(資料) 中国国家統計局統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表2：中国の業種別固定資産投資

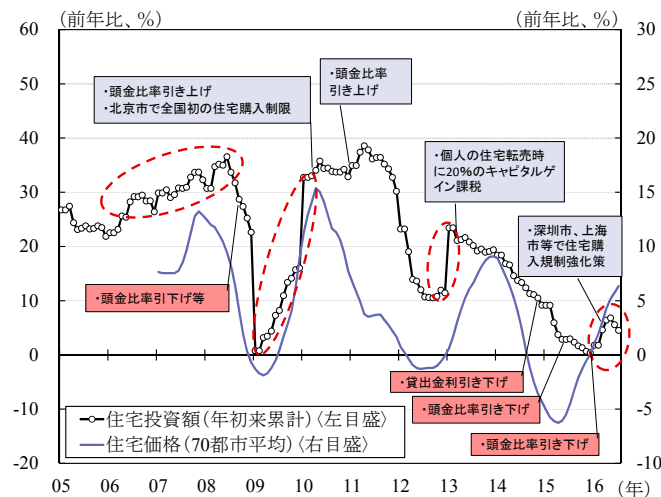


(注)1. 『2016年』は7月まで。
2. 『鉱業・重工業』は、鉱業、石油精製、化学品、金属製品、非金属鉱物、鉄鋼、非鉄金属等。
3. 『インフラ』は、運輸・倉庫と水利・環境・公共施設。
(資料) 中国国家統計局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2. 見通し：重工業を中心とした投資の減速が続くなか、減税やインフラ投資、個人消費拡大が下支え

先行きを展望すると、過剰な資本ストックや債務の調整余地は依然大きく、重工業を中心とした投資の減速による景気下押しが続く見込みである。共産党は7月末に中央政治局会議を開催し、今年後半の経済政策運営について、適度な需要拡大を図りつつ「供給側改革」を推進する方針を強調した。まず過剰生産能力の削減については、今年重点分野とされる鉄鋼業および石炭業における年間の削減目標に対する進捗率（7月末時点）が鉄鋼業47%、石炭業38%と芳しくないことが報告されている。このため政府は、年後半にかけて各地方・プラントレベルでの進捗管理や罰則強化などで本腰を入れる構えをみせており、重工業における投資の減速は強まる方向にある。また、不動産投資についても、上海や深圳などの一線都市に加え、南京、蘇州、合肥など二線都市の一部では住宅販売や投資の再活性化や価格高騰を受けて頭金比率規制の強化や住宅購入要件の厳格化などの過熱を抑制策の導入が広がりつつあり、結果として住宅販売・価格共にピークアウトの兆しが表れている。長い目でみれば人口流入に伴う需要増期待などが支えになるとみられるが、政府が一部の資産バブルへの警戒を強めていることも踏まえると、来年にかけて投資拡大ペースの鈍化をみておく必要がある（図表3）。

図表3：中国における住宅投資額と住宅価格の推移

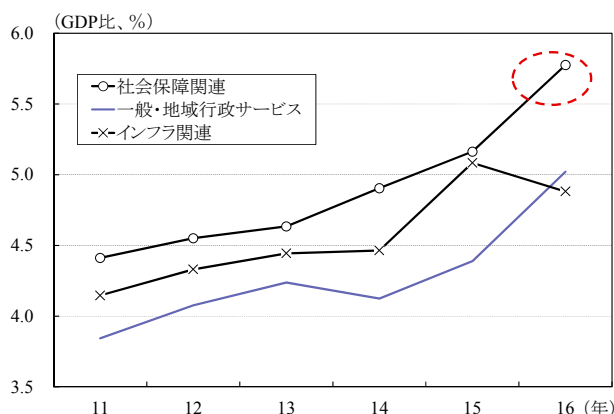


こうした過剰投資の調整による景気への下押しが続くなか、政府は企業のコスト低減やインフラ投資の拡大などを通じ、経済の安定を維持、サポートする方針である。具体的には、政府は今年5月、2012年から一部業種・地域で試行していた営業税から増値税への移行を全業種・全地域へ展開、これにより約5,000億元（GDP比0.7%）の企業の税負担軽減を見込んでいる。また、政府は今後3年間で総投資額4.7兆元（GDP比6.9%）のインフラ整備計画（既存の投資計画を含む）に加え、重工業への依存度が高く景気の低迷が目立つ東部の振興に向け、今後3年間で鉄道や高速道路、空港などのインフラ整備や産業振興等に総額1.6兆元を投じる計画を打ち出している。インフラ投資の財源としては、インフラ投資目的に昨年設立した「専項建設基金」^(注1)や「官民パートナーシップ（PPP）」の活用などが想定されているが、今年上半期における政府系銀行債の発行額が2兆元を超えたほか、上半期に着工したPPPプロジェクトの総投資額が約1兆元に達するなど、資金調達は概ね順調とみられる。加えて個人消費についても、過剰設備の削減に伴う重工業での雇用削減は続くと思われるものの、サービス業を中心に雇用・所得環境は総じて安定が見込まれることから引き続き景気の支えになると想定できる。社会保障制度の拡充や雇用対策に重点を置いた歳出配分なども個人消費のサポート材料と言えよう（図表4）。

景気の下振れリスクとしては、重工業を中心とした企業収益の悪化や債務不履行の増加、住宅バブルの崩壊などに伴う金融機関の不良債権の急増などが挙げられる。年初から7月末にかけての社債のデフォルトは、総額約250億元と昨年の2倍の規模に達している。6月末時点の社債発行残高(社会融資総量ベース、16.5兆元)からみればデフォルトの規模は限定的ながら、過剰な設備や債務の調整を進める過程での企業の資金調達環境の悪化や金融機関の与信コスト上昇等を通じた景気への悪影響には引き続き留意しておきたい。

(注1)「専項建設基金」は国家開発銀行と農業発展銀行が発行する債券を郵政貯蓄銀行が引き受けることで資金調達を行う。

図表4：中国における主要分野別政府歳出の推移



(注) 1. 2016年は1-6月期の実績を基に推計したもの。
 2. 『社会保障関連』は、社会保障・雇用、医療・家族計画、住宅保障の合計。
 3. 『インフラ関連』は、環境保護、農業・森林・灌漑、交通の合計。
 (資料) 中国財政部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表5：アジア経済見通し総括表

	名目GDP(2015年)		実質GDP成長率(前年比、%)			消費者物価上昇率(前年比、%)			経常収支(億ドル)		
	兆ドル	シェア、%	2015年実績	2016年見通し	2017年見通し	2015年実績	2016年見通し	2017年見通し	2015年実績	2016年見通し	2017年見通し
中国	10.98	62.4	6.9	6.5	6.0	1.4	1.8	1.9	3,306	2,953	2,776
韓国	1.38	7.8	2.6	2.6	2.8	0.7	1.1	1.7	1,059	1,143	1,040
台湾	0.52	3.0	0.6	1.0	1.9	▲0.3	1.2	1.3	762	733	702
香港	0.31	1.8	2.4	1.1	1.7	3.0	2.6	2.2	97	165	179
シンガポール	0.29	1.7	2.0	2.2	2.3	▲0.5	▲0.5	0.6	575	545	572
NIEs	2.50	14.2	2.1	2.0	2.4	0.6	1.1	1.6	2,493	2,585	2,493
インドネシア	0.86	4.9	4.8	5.0	5.1	6.4	4.0	4.3	▲178	▲179	▲221
マレーシア	0.30	1.7	5.0	4.2	4.5	2.1	2.0	2.2	90	72	87
タイ	0.40	2.2	2.8	3.1	3.3	▲0.9	0.4	1.8	320	381	310
フィリピン	0.29	1.7	5.9	6.1	6.0	1.4	1.9	3.0	84	51	69
ベトナム	0.19	1.1	6.7	6.1	6.2	0.6	2.6	4.2	9	38	39
ASEAN5	2.03	11.5	4.8	4.8	4.9	3.1	2.6	3.3	325	362	284
インド	2.09	11.9	7.6	7.9	7.7	6.0	5.2	5.5	▲185	▲218	▲332
アジア11カ国・地域	17.61	100	6.1	5.8	5.6	2.0	2.2	2.4	5,939	5,683	5,221

(注) インドは年度(4月~3月)ベース。

(資料) 各国統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



中国不動産市場の動向について

三菱東京UFJ銀行 (中国)

環球金融市場部

資金証券 Gr 日下義之

不動産市場は国民経済に与える影響が大きく、また不動産は多くの場合、各個人が購入する最も高価な資産であり、市民生活に直結する分野である。中国では、不動産市場の影響度の大きさに鑑み、政府が市況の変化に応じ様々な政策手段を用いて、不動産市場のコントロールに取り組んでいる。本稿では2016年以降の不動産市場の動向に焦点を当て、政府がこの間どのような政策を採り、市場がどのように反応してきたのかを振り返り、今後の方向性を探りたい。

1 中国経済における不動産市場の影響

まず初めに、不動産市場の影響を掴むため、不動産関連業種¹の規模観を見てみる。

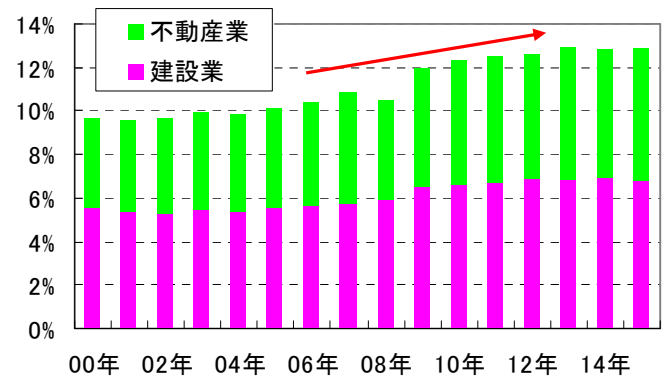
不動産関連業種がGDPに占めるシェアは、2000年には10%を下回っていたが、2015年には12.9%に増加しており、中国経済全体において不動産関連業種が存在感を高めていることがわかる。

加えて、不動産市場は地方財政においても重要な役割を果たしている。

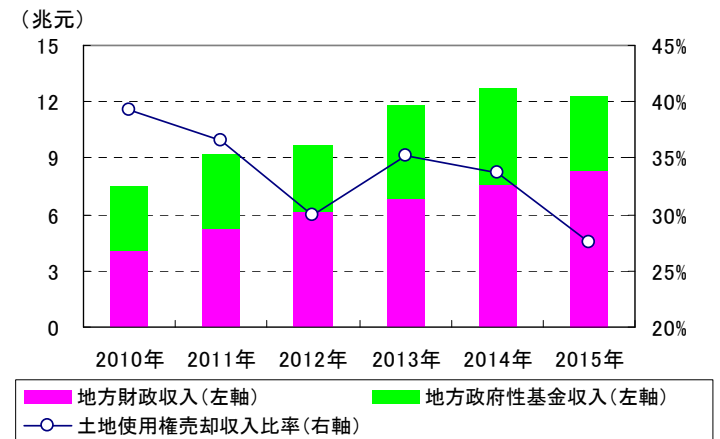
中国の全ての土地は国家所有または農民の集団所有となっている。そのため土地利用の前提となる権利としては、土地所有権のみが認められている²。

農民の集団所有形態で保有される土地は、自由に売却することができないとされており、新たに利用が可能となる土地の供給は、政府からの土地所有権の払下げを通じて行われる。払下げは入札形式で行われるのが一般的で、この土地所有権売却による収入は地方財政で特別会計に区分される地方政府性基金収入の約8割を占める。一般会計の地方財政収入を合わせた収入全体に対する比率でも約3割を占め、地方政府にとっての重要な収入源となっている³。

【図表1】中国GDPに占める不動産関連業種のシェア



【図表2】地方財政収入および地方政府性基金収入に占める土地所有権売却収入の割合



出典: Wind, 財政部HP

¹ 不動産業とは、不動産開発業、物件管理業、不動産仲介業、上記3業種に属さない企業や個人の運営する不動産経営活動、その他で構成されている。本稿では、この不動産業に建設業を含めて、不動産関連業種と定義する。

² 国土交通省「海外建設・不動産市場データベース」内の不動産に関する法制度を参照。

³ 日本総研 JRI レビュー「中国は地方財政の健全性を高められるか」参照。

2 2016 年の不動産市場

(1) 政策動向

中国政府は不動産市場の状況に応じ、様々な政策手段を用いてコントロールに取り組んでいる。図表 3 は政府の主な政策手段を示したものである。不動産購入時のローンの金利水準や頭金比率の調整によって不動産市場の需要に働きかけるものの他、3 軒目の住宅購入を禁止する、あるいは、住宅購入者を対象地区で納税を行っていた者に限定する等の購入制限を組み合わせ、不動産市場の調整に取り組んでいる。なお、これらの政策対応は、各都市の状況に応じて異なっている。

【図表 3】 不動産市場の主な政策手段

分野	主な政策手段
貸出	頭金比率の下限変更。
	貸出金利の下限設定(基準金利に対する水準)。
窓口指導	PBOCが商業銀行に対して、不動産関連融資の促進あるいは引締めを指導。
租税	住宅売却時に課税する営業税、不動産取得時の契税の変更。
購入制限	3軒目の購入禁止。
	住宅購入時に当該地域への一定期間の居住を義務付け。 (一定期間の納税証明、社会保険料の納付証明提出)

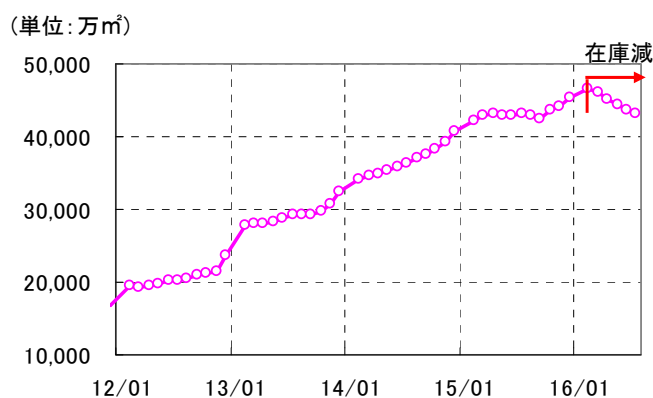
出典：公開情報を元に BTMUC 作成

次に 2016 年の政策対応を振り返る。

まず、不動産市場は中国の経済成長に貢献してきたが、建設が販売を上回るスピードで進んだ結果、不動産在庫は一貫して増加してきた。そのため、2015 年 12 月に開催された中央経済工作会议では不動産在庫の解消を同会議における 5 つの主要施策⁴の一つに位置づけた。

これを受け、2016 年 2 月には住宅の売買に独自の規制を導入していない都市において、ローン頭金比率の引下げ⁵と、契税⁶、営業税⁷の優遇拡大が決定された。

【図表 4】商品住宅在庫面積の推移



⁴ 中央経済工作会议では、(1) 過剰生産能力の解消、(2) 不動産在庫の解消、(3) 地方政府の債務管理健全化、企業の借入比率削減等のデレバレッジ進展、(4) 企業のコスト削減、(5) 新興産業の育成や貧困からの脱却といった発展途上分野の支援を 5 つの主要施策と位置づけた。

⁵ 一軒目の住宅購入者に対する頭金の最低比率を 25%から 20%に、二軒目の同比率を 40%から 30%に引き下げた。なお、住宅購入規制が適用されている都市(北京、上海、広州、深圳、三亜)では住宅ローンの頭金比率は据え置かれた。

⁶ 契税は不動産取得時に不動産取得金額に対して一定の税率を乗じた金額を支払う税。広さに応じて税率が異なるが、今回の変更により、変更前は最大で取引額に対して最高 3%だったものが、2%に引下げられた。

⁷ 不動産購入後 2 年を経過した住宅のうち 140 平方メートルを超える住宅については、住宅売却時に売却額と購入額の差額に対して 5.6%を営業税として課すこととされていたが、2016 年 2 月以降は同税の支払いが免除されることとなった。なお、購入後 2 年未満の住宅については売却金額全額に対して営業税が課される点に変更はない。

一方で、不動産価格の上昇が続く都市では引締め策が実施された。3月には、一線都市⁸の上海と深圳で住宅購入時のローン頭金比率を引上げ、8月上旬には二線都市の中でも価格上昇ペースが顕著な蘇州、南京、合肥の3都市で2軒目の頭金比率が引上げられた。さらに、蘇州では2軒目の住宅購入者に対象地区への一定期間の納税証明、社会保険料納付を義務付ける条件も追加された。8月末には同じく二線都市のアモイ、武漢で新たな引締め策が発表されている。

これら対応の中、全体としては、2016年2月の不動産緩和策の実施以降、商品住宅の在庫面積は低下基調にある。

【図表5】2016年以降の主な不動産政策

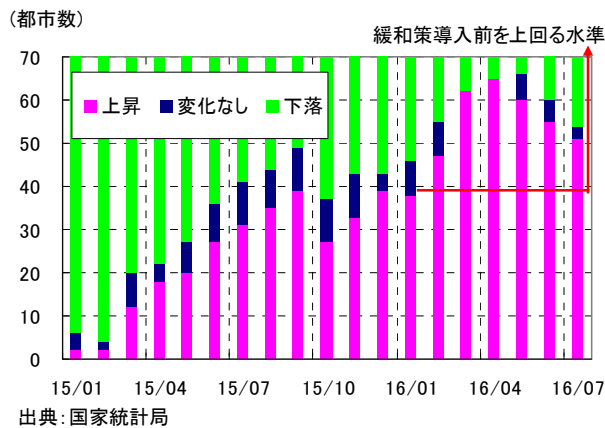
	緩和策	引締め策
2016年 1月～6月	(2/2:住宅規制が導入されていない都市) 住宅1軒目、2軒目購入時の住宅ローンの頭金比率を引下げ。 (2/19:一線都市以外) 契税(不動産取得税)と営業税の優遇拡大。	(3/25:上海・深圳/一線都市) 住宅2軒目の住宅ローンの頭金比率を引上げ。
2016年 7月～		(8/9:合肥、8/11:蘇州・南京/二線都市) 住宅2軒目の住宅ローンの頭金比率を引上げ。 (8/11:蘇州/二線都市) 住宅2軒目の不動産購入時に同市における所得税の納税証明、社会保険の支払証明提出を義務付け。 (8/31:アモイ、武漢/二線都市) 武漢は中古住宅購入時のローンの頭金比率を引上げ。 アモイは2軒以上の住宅を保有する世帯が144平方メートル以上の住宅を購入することを禁止。

出典：公開情報を元に BTMUC 作成

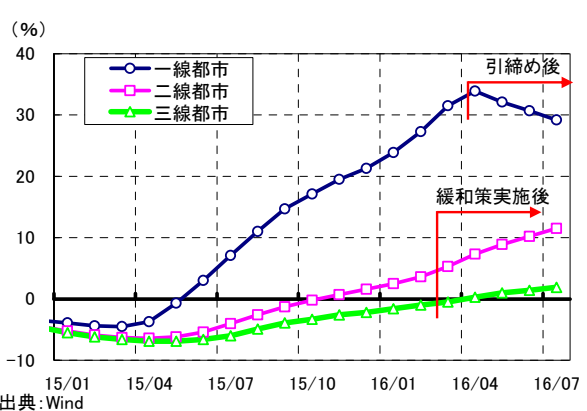
(2) 2016年の不動産価格動向

政府の実施した政策を受け、2016年に不動産価格がどのように変化してきたか、主要経済指標を通じて見てみる。まず、中国の主要70都市の新築商品住宅価格の推移(前月比)を見ると、2月に実施した緩和策を反映し、3月以降価格上昇都市数が大幅に増加。4月には70都市中65都市が上昇した。5月以降は上昇ペースが一服したものの、足下の7月実績では上昇都市数が51都市となり、緩和策導入前との比較では依然として高い水準を維持している。

【図表6】主要70都市新築商品住宅価格の推移(前月比)



【図表7】都市規模別新築商品住宅価格の推移(前年同月比)



⁸ 中国政府は、主要70都市を一線都市、二線都市、三線都市に区別している。一線都市は北京市、上海市、広州市、深圳市の4都市。二線都市は、省の行政府所在地等に位置する31都市、そして三線都市には一線都市、二線都市を除く35都市が該当する。

次に都市規模別に住宅価格の推移を見ると、一線都市では2015年6月から価格上昇が始まり、2016年には年率20%超に上昇。その後も上昇を続けていたが、3月の一部の二線都市での引締め策実施により、4月をピークに上昇幅は鈍化した。二線都市では、一線都市から遅れる形で2015年11月以降、価格が上昇に転じている。二線都市では価格上昇が続いているが、(1)政策動向の中で見た通り、8月に二線都市の一部で引締め策を開始したことから、今後価格上昇が続く他の二線都市においても引締め策の実施が予想され、価格上昇ペースは鈍化していくと考えられる。三線都市は、価格上昇が続く一線都市や二線都市との二極化が指摘されていたが、2016年5月以降、価格上昇が始まっている。

図表7の通り、二線都市での新築住宅価格の前年比上昇率は、一線都市に比べればまだ低水準にあるが、政府が2016年8月に一部の二線都市で引締め策を導入した背景として、二線都市における都市間格差等から、足下、一部の二線都市で価格上昇ペースが一線都市以上に加速する兆しが出てきたことが挙げられる。図表8は、都市別の価格上昇率を前月比で見たものである。2016年1月時点の上位3都市は深圳(一線都市)、上海(一線都市)、南京(二線都市)となっており、一線都市が上位を占めていた。しかし、7月になると、上位3都市がアモイ、合肥、南京となったのを始め、前月比での価格上昇率において、二線都市が一線都市を上回る状況が鮮明になっている。

【図表8】2016年1月と7月の新築商品住宅の価格上昇率比較(前月比)

2016年1月				2016年7月			
		前月比 (前月=100)	都市規模			前月比 (前月=100)	都市規模
1	深圳	104.1	一線都市	1	アモイ	104.6	二線都市
2	上海	102.6	一線都市	2	合肥	104.2	二線都市
3	南京	102.5	二線都市	3	南京	103.6	二線都市
4	アモイ	102.0	二線都市	4	石家荘	102.7	二線都市
5	合肥	101.5	二線都市	5	無錫	102.7	二線都市
6	北京	101.1	一線都市	6	天津	102.4	二線都市
7	福州	101.1	二線都市	7	杭州	102.4	二線都市
8	武漢	101.0	二線都市	8	武漢	102.2	二線都市
9	杭州	100.9	二線都市	9	鄭州	102.0	二線都市
10	広州	100.8	一線都市	10	深圳	102.0	一線都市

出典：国家統計局

3 まとめ

本稿では、中国経済において不動産市場が重要性を増していることを示した上で、政府の対応と2016年の不動産市場を振り返った。その中、足元での特徴点として、住宅価格上昇が一線都市から一部の二線都市にも広がり、一線都市だけでなく二線都市でも引締め策が開始されたことが確認された。

2016年2月に開始した不動産市場の緩和策は、在庫の消化促進を目的とした。これにより不動産在庫面積は減少に転じたが、依然として高水準にあることから、政府は更なる圧縮に向け、今後も緩和的な政策対応が軸足となる見通しである。但し、過熱を抑える引締め策が必要な都市が広がり始め、地域毎の特性を見ながら緩和策と引締め策を組み合わせる肌理細やかな運営にシフトして行く中、従来よりも在庫解消への道のりは平坦ではなくなり、価格面にも注視が必要になっている。

以上

(連絡先) 三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部

E-mail:yoshiyuki_kusaka@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2914



華南ビジネス最前線 第 30 回 ～中国の資本規制の動向と日系企業への影響

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店 業務開発室

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両面を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第 30 回目となる今回は、「中国の資本規制の最新動向」について取り上げます。

(ご質問)

最近中国の資本規制が再び強化されたと聞きました。

具体的な変更点や華南における日系企業のビジネスへの影響と対策について教えてください。

足元の中国の資本規制強化は、長期に亘る規制緩和や人民元国際化への取り組みと、経済・金融環境の変化に対応する中国当局の苦悩が表れたものと考えられます。

2015 年 11 月、人民元が国際通貨基金 (IMF) の特別引出権 (SDR) 通貨バスケットの構成通貨に組み入れられることが決定し、人民元は基軸通貨化に向けた新たな一步を踏み出しました。人民元クロスボーダー取引が一部地域と企業に対しパイロット的に開放されたのが 2009 年、一部資本項目と個人取引を除き全面的に開放されたのが 2012 年 2 月であったことを鑑みても、人民元の国際化が急ピッチに進展していることが伺えます。

一方で、昨年後半以降に人民元の下落懸念が招いた資金流出や、それを食い止めるべく政府が繰り出した口頭指導などの規制措置は、人民元の国際通貨としての不安定性を露呈してしまう結果を招きました。

以下では、最近の中国政府の資本規制を含む資金コントロール方策の動向と規制について、広東省の状況を交えて考察した上で、日系企業の採るべき対策を紹介します。

1. 中国の資金流出対策と広東省における規制動向

中国経済の減速により人民元の先安感が懸念される中、足元では中国からの資金流出が進んでいます。2016 年第一四半期の中国における銀行経由のクロスボーダー決済収支 (個人・企業) は 7,343 億人民元 (約 1,123 億米ドル) のマイナスと大幅な資金流出となりました。

中国では外貨管理制度により自由な資金の持ち出しができないことから、従来から偽装貿易や地下銀行等の各種ルートを利用した海外への資金移動が行われてきました。例えば、中国・香港間の輸出入総額統計に中国側と香港側で大きな乖離がある (2015 年末で 10 倍に達する) のは、こうした偽装貿易の結果とされています。こうした状況に対し、中国政府は貿易決済送金時の真实性審査

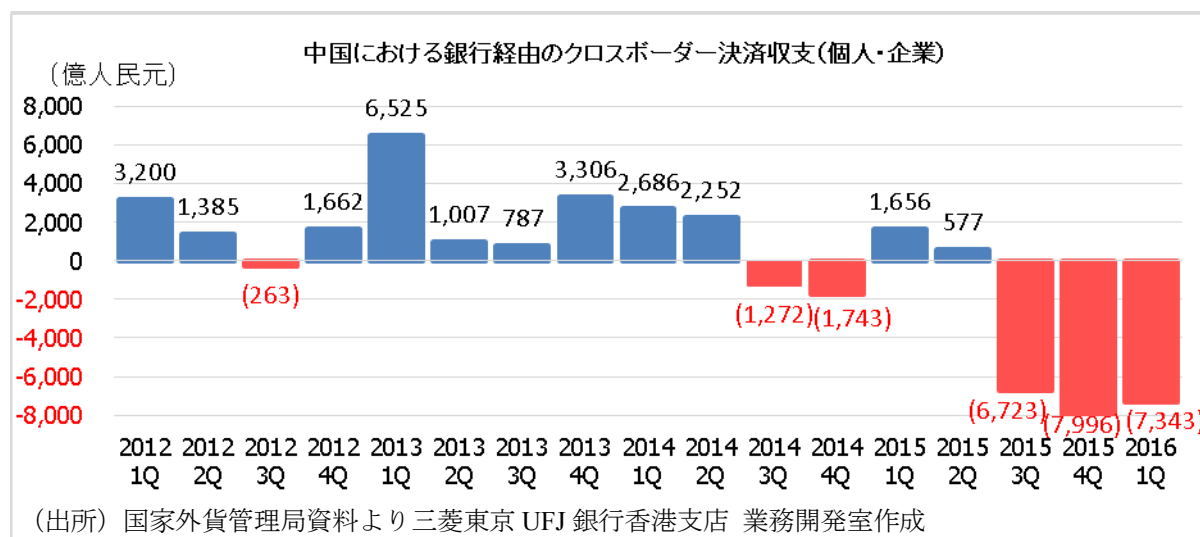
の厳格化を求めているほか、昨年11月には中国最大の地下銀行を一斉摘発しました。

個人富裕層の資産持ち出しに対する対策としては、海外での保険購入に上限を設けたほか、今年1月からは従来制限のなかった銀聯カードを用いた海外での現金引出に年間上限額(10万円)が設定されました。

一方、企業に対しては、各地域の人民銀行や外貨管理局により、資本流出を制限するための口頭指導が行われています。例えば、中国拠点の余剰資金を海外に持ち出す手段として活用されている海外関連会社向け域外貸付に関しては、広州における制度上では上限が定められていない人民元域外貸付についても、外貨同様に純資産の30%までとするよう指導が行われています。

また深圳では、外貨集中管理(資金プーリングや經常取引の集中差額決済)を行っている多国籍企業に認められている外貨域外貸付の上限額が、純資産の50%から30%に引き下げられました。その他にも、外貨買い・人民元売りによる外債の期日前返済を禁止する等の動きもあり、制度と運用との間にギャップが生じつつあります。

【図表】



2. 資金流入に対する緩和の動き

一方、中国政府は資金流出に歯止めをかけるだけでなく、資金流入を促す政策も導入しています。

中国内企業の海外からの借入(外債)につき、中国人民銀行は2016年4月29日、新たな外債政策として「全国において全範囲クロスボーダー資金調達マクロプルーデンス管理を実施することについての通知」(以下「本通知」)を公布し、5月3日から実施しています。従来は海外からの借入限度額である外債枠は、企業の総投資額と登録資本金の差額である、所謂“投注差”に限定されていましたが、本通知により海外借入が期限や通貨に関係なく純資産額まで反復的に利用できるようになりました。

投注差の概念がなく個別認可を得る必要があった中資企業においても、事前承認制から事前備案制に手続が簡素化されたほか、外債枠を費消し海外からの資金調達ができなくなっていた外資企業

に関しても、増資することなく新たに外債枠を確保することができるようになりました。この新モデルは今年1月に自由貿易試験区において先行導入され、僅か3ヶ月で全国展開されるに至った政策であり、中国への資金流入増加が期待されます。

3. まとめ ～日系企業の対策

人民元国際化を推進する中国政府が、資本規制緩和の方向に軸足を置いていることは間違いないところではありますが、想定を超える急激な市場の変動に対応して機動的に資本規制を発動する事態は今後も繰り返されると予想されます。中国でビジネスを行う企業にとって、この問題は避けて通れない課題と言えるでしょう。

口頭指導などの一時的な規制は、従来は政府の思惑や国際情勢に合わせ、外貨／人民元・経常項目／資本項目・地域特性などで個別に設定されることが多かったですが、中国政府が人民元の基軸通貨化を目指す観点からは、今後は人民元の使い勝手を確保して活用を促す可能性が高いと考えられます。不測の事態に備えるためにも、外貨単一決済から人民元を含めた決済にするなど、フレキシブルな対応が可能な状況にしておく等のリスク分散を図りつつ、今後の中国政府の規制動向を注意深く見守り、政府の意図を汲み取りながらビジネスを行うことが求められます。

(本稿は香港の隔週誌香港ポスト 2016年6月24日号掲載分を一部修正したレポートです)

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：tatsuya_shiratori@hk.mufg.jp

TEL：852-2249-3027

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



中国国家税務総局(SAT)が移転価格同時文書化の管理に関する公告を公布 (第一回)

KPMG 中国
税務パートナー
グローバル・ジャパニーズ・プラクティス
大谷 泰彦

2016年7月13日、国家税務総局(以下「SAT」)は、「関連取引申告および移転価格同時文書化の管理に関する公告」(以下「42号公告」)を公布した。42号公告は、現行の「特別納税調整実施弁法(試行)(国税発[2009]2号文)」(以下「2号文」)の第2章、第3章、第74条および第89条で規定する関連取引申告、および同時文書化規定を置き換えるもので、2016年1月1日から開始する事業年度から適用される。

42号公告は、OECD(経済協力開発機構)/G20(20ヶ国・地域財務相・中央銀行総裁会議)がBEPS行動計画13で推奨した移転価格文書化の内容を中国の税制に取り入れたものである。また、42号公告は、「国家税務総局『中華人民共和国企業年度関連取引往来報告表』の発布に関する通知(国税発[2008]114号)」により企業所得税申告書と共に提出を求められている、既存の関連取引申告様式を置き換えるものである。OECD/G20がBEPS行動計画13で推奨したもう一つの移転価格文書、すなわちCountry-by-Country Report(以下「国別報告書」)は、新たな関連取引申告様式として取り入れられた。¹

同公告の公布は、2015年9月に公布された2号文改定への意見募集稿(以下「意見募集稿」)に続き、特別納税調整にかかわる一件の通達が公布されることを期待していた読者にとって意外かもしれない。本稿執筆時点(2016年8月初旬)で、中国の改正移転価格公布日は不明であるが、42号公告は、SATがOECD/G20によるBEPS行動計画を中国に取り入れるために公布する一連の最初の通達と見るべきである。

本稿では、計二回の連載を通じて、同公告の主要内容の内、同時文書化に関する主な規定、2号文からの主な変更点、および、それらが納税者に及ぼす影響について考察する。

42号公告中の同時文書化に関する主要内容

関連関係

42号公告は関連関係の種類を明確にし、企業、組織または個人の関連関係を構成する状況を更に規定する。

42号公告は、企業関連関係の種類および条件を増やし、また細分化している。42号公告における貸借資金(貸借資金総額が実収資本金に占める比率を算出するためのより具体的な公式を含む)、姻戚関係および実質的な事業支配による関連関係の規定は意見募集稿と同じである。2号文に比べて、これらの規定は更に厳格で具体的である。

¹ ほとんどの在華日系企業にとって、中国政府宛の国別報告書作成および提出義務は発生しないと思われるため、本稿においては、その内容や作成期限など、国別報告書の詳細説明は省略する。

関連取引

42 号公告における関連取引の種類の規定は、主に金融資産の譲渡を更に明確にし、役務取引の種類を更に細分化している。

42 号公告は、2 号文に比べて、金融資産関連の関連取引の種類を増加させている。売掛金、受取手形、その他未収金、株式投資（株式譲渡を含む）、債権投資および金融派生商品が形成する資産などが含まれる。また、関連役務取引の種類も増加している。この改正は、企業の関連取引の手配と開示に対してより明確な要求をしている。

同時文書

同時文書は 42 号公告の重要な構成部分である。42 号公告は、将来の中国移転価格管理におけるコンプライアンス義務を体系的に説明している。第十条から第十四条は、BEPS 行動計画 13 が規定するいわゆる三層構造の移転価格文書の内、主にマスターファイルとローカルファイルについて規定、第十五条から第十七条は中国特有の開示文書である特殊事項文書を規定、第十八条は同時文書の作成義務の例外を規定、第十九条から第二十条は同時文書の準備、提出、保管の期限などを規定している。

42 号公告は、2 号文による同時文書化規定に対して、主に次の 4 つの変更を加えている：(1) 同時文書の構成；(2) 同時文書作成義務が発生する関連取引金額；(3) 同時文書作成および提出期限；および (4) 同時文書の内容。

同時文書の構成

2 号文において、同時文書は、企業の関連取引が独立企業間原則に合致するか否かを証明し、記録する単独の報告書である。一方、42 号公告による同時文書は、マスターファイル、ローカルファイル、および、中国特有の開示文書である特殊事項文書から構成される。

マスターファイルとローカルファイルの概念は、OECD/G20 による BEPS 行動計画 13 報告書における三層構造の移転価格文書化に基づいている。特殊事項文書は、費用分担契約に関する文書と、過少資本状態にある企業が作成すべき文書を含む。「特殊事項文書」という用語は新しいが、費用分担契約を持つ企業、および負債資本比率が過少資本とされる基準を超える企業にとって、それらについての文書化義務自体は新しいものではない。2 号文の第 7 章（第 74 条）および第 9 章（第 89 条）は、これらについての同時文書化義務をすでに規定している。

同時文書作成義務が発生する関連取引金額

周知の通り、2 号文における同時文書の義務が発生する関連取引金額基準は 2 億人民元と 4,000 万人民元である。すなわち、2 号文第 15 条によると、次の条件を満たさない企業は同時文書を準備しなければならない：(i) 関連者との年間売買取引金額が 2 億人民元以下、かつその他の年間関連取引金額が 4,000 万人民元以下の場合；(ii) 関連取引が実施中の事前確認（以下「APA」）の対象である場合；または (iii) 外資持分が 50%以下、かつ国内関連者とのみ関連取引を行う場合。

42 号公告において、下記いずれかの条件に該当する企業はマスターファイルの作成義務がある。

- 国外関連取引が発生し、かつ、当該企業を連結子会社とする最終持株企業が属する企業グループはすでにマスターファイルを準備している。または
- 年間の関連取引総額が 10 億元を超える。

また、ローカルファイルについては、関連取引の種類別に作成義務が規定されている。具体的な規定は以下の通りである。

- 有形資産の所有権の譲渡金額（来料加工業務は年度における輸出入通関価格に基づいて計算）が2億元を超える。
- 金融資産の譲渡金額が1億元を超える。
- 無形資産の所有権の譲渡金額が1億元を超える。
- その他の関連取引（関連者役務取引、金融資産取引および有形資産と無形資産の使用権の譲渡（すなわちレンタル料とロイヤリティ）の金額が4千萬元を超える。

APAを実施する企業は、APAに係る関連取引について、ローカルファイルおよび特殊事項文書を準備する必要がない。また、ローカルファイル準備義務の有無を判定する際に、APAに係る関連取引の金額が対象外とされる。

その他、中国国内関連者とのみ取引を行う企業は、同時文書を作成しなくてもよい。2号文と比べ、当該規定は納税者にとってより有利である。2号文においては、外資による持分が50%未満で、かつ中国国内関連者とのみ取引を行う企業は同時文書の作成が免除されたが、42号文においては、中国国内関連者とのみ取引を行う企業であれば、外資による持分に関係なく、一律に同時文書の作成義務が免除されている。

特殊事項文書の作成義務については、金額基準が設けられていない。費用分担契約を締結している企業、または過少資本状態にある企業（負債資本比率が5:1を超える金融機関、および2:1を超えるその他の企業）は、国内関連者とのみ取引を行う企業またはAPAに係る対象取引でない限り、すべて特殊事項文書を準備しなければいけない。

同時文書作成および提出期限

マスターファイルは、最終親会社の会計年度終了後12か月以内に完成させなければならない。これはBEPS行動計画13報告書の推奨と合致する。

また、納税者が歓迎できる改正は、ローカルファイルの作成期限が、2号文の定める関連取引発生年度の翌年5月31日から、同6月30日へと変更されたことである。特殊事項文書も同じ日までに準備しなければならない。

納税者は、税務局から要求された日から30日以内に同時文書を提出しなければならない2号文では20日以内に同時文書を提出しなければならなかった。

(次号に続く)

(監修者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

大谷 泰彦

中国上海市静安区南京西路1226号恒隆広場 50F

Tel : +86-21-2212-3403 E-mail : yasuhiko.otani@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京經濟技術開發区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發区榮華中路10号 亦城國際中心1号樓16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯垂大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号 10号樓3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15、16階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号 科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12单元	86-591-3810-3777

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。